

埼玉県分譲マンション管理適正化支援事業に係る 埼玉県分譲マンションアドバイザープッシュ型派遣要領

制定 令和7年6月11日

（目的）

第1条 この要領は、埼玉県分譲マンション管理適正化支援事業に係る埼玉県分譲マンションアドバイザー派遣要項（以下「派遣要項」という。）に基づき、マンション管理組合等に対して、埼玉県分譲マンションアドバイザー（以下「マンションアドバイザー」という。）をプッシュ型派遣するために必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この要領において「プッシュ型派遣」とは、マンション管理組合等からの申請を待たずに、県がマンションアドバイザーを派遣し、マンション管理組合等の活動を支援することをいう。

（プッシュ型派遣決定）

第3条 住宅課長は、マンション維持管理・建替え等活動又はマンションの修繕の実施に著しい課題があると認めるときは、マンション管理組合等に対し、マンションアドバイザーをプッシュ型派遣することができる。

2 派遣するマンションアドバイザーは、地域性や課題の内容、必要とされる専門分野等を考慮した上で、住宅課長が選定する。この場合、住宅課長は、埼玉県分譲マンションアドバイザー選定通知書（別記様式第1号）を当該マンションアドバイザーに交付する。

（マンションアドバイザーの派遣）

第4条 プッシュ型派遣によるマンションアドバイザーの派遣回数は、原則として5回までとし、1回につき1人を派遣する。ただし、プッシュ型派遣したマンション管理組合等から派遣要項に基づく派遣申請があった場合、プッシュ型派遣は取りやめる。

2 マンションアドバイザーは、各回の派遣終了後に、業務連絡票（別記様式第2号）により、速やかに住宅課長へ派遣状況を連絡するものとする。

3 マンションアドバイザーは、派遣を終了した日から14日以内に、埼玉県分譲マンションアドバイザー派遣実績報告書（様式第3号）を住宅課長に提出しなければならない。

4 前項の報告書が提出された派遣実績について、県はマンション施策の推進を目的とした場合に限り、その内容を公表できるものとする。この場合、県は個人情報等の保

護に十分配慮した上で公表しなければならない。

- 5 住宅課長は、第3項の報告書の写しを、派遣先のマンションが所在する町村及び埼玉県住宅供給公社に送付するものとする（様式第4号、第5号）。この場合、当該町村及び埼玉県住宅供給公社は個人情報等の取扱いに十分配慮しなければならない。

（派遣決定の取消し）

- 第5条 住宅課長は、マンションアドバイザーが本事業の趣旨に反した場合又は派遣の目的を達成することができないと認めた場合には、派遣決定を取り消すことができる。
- 2 住宅課長は、前項により派遣決定の全部又は一部を取り消したときは、当該取り消しを受けた者に取消しを通知するものとする。

（派遣の報酬）

- 第6条 派遣したマンションアドバイザーに対する報酬は、1回当たり2万円とする。
- 2 前項の報酬は、交通費その他の諸経費を含むものとする。
 - 3 第1項の報酬は、埼玉県住宅供給公社が負担するものとする。

（その他）

- 第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は住宅課長が別に定める。

附 則

この要領は、令和7年6月11日から施行する。